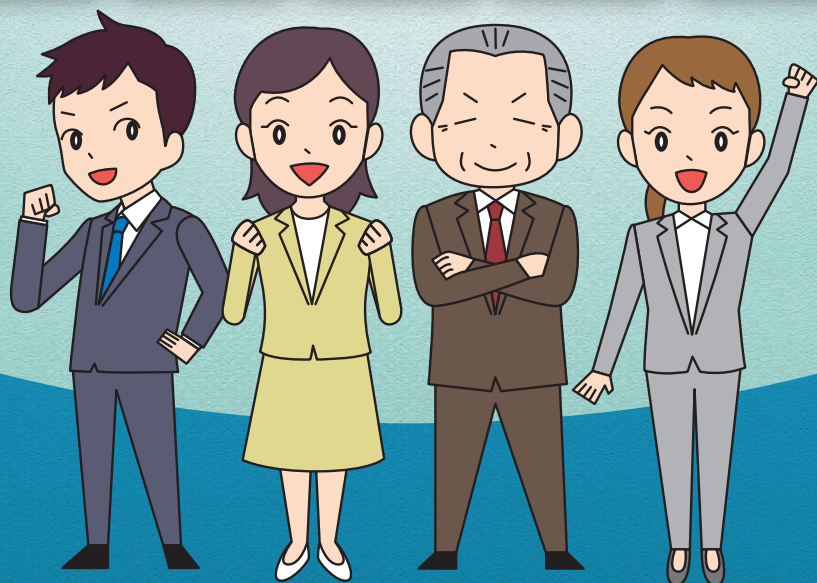


年収

103万円の壁

改正ガイド

働き方が変わる！



減税&手取りアップ

はじめに



「年収103万円の壁」は、なぜ103万円なのかご存じでしょうか。

令和6年までは、給与収入から差し引きできる給与所得控除の最低保障額が55万円、基礎控除額が48万円だったので、その人の収入が給与収入のみの場合、給与収入が103万円以下であれば所得税を納める必要はなく、103万円を超えると所得税を納める必要がありました。すなわち、所得税が発生する収入ラインという意味で「壁」という表現が使われています。また、世帯主などの納税者本人が適用を受けられる配偶者控除や扶養控除の適用対象となる人の所得要件も、その人の収入が給与収入のみの場合、給与収入103万円が上限だったので、この面からも「壁」といわれています。

令和7年度税制改正では、**物価上昇局面における税負担の調整の観点から、基礎控除及び給与所得控除の見直しが行われ**、1995年から長く続いてきた「103万円の壁」が引き上げられました。

また、**就業調整対策の観点から、大学生年代の子等を持つ納税者に係る新たな所得控除として特定親族特別控除が創設されました。**

本冊子は、令和7年分以後の所得税(住民税は令和8年度分から)に適用される改正の内容について、解説しています。

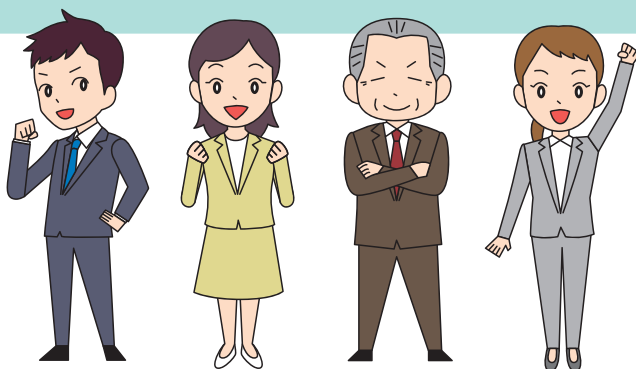
所得税に関わる実務に、本冊子をお役立ていただければ幸いです。

※ 本冊子では、特に指定のない限り、給与収入のみの人を前提としています。

CONTENTS 目次

1 基礎控除の見直し

4



（（ 基礎控除
引上げで減税！ ））

2 給与所得控除の見直し

6



助かるわぁ！

（（ 給与所得控除最低保障額
引上げで減税！ ））

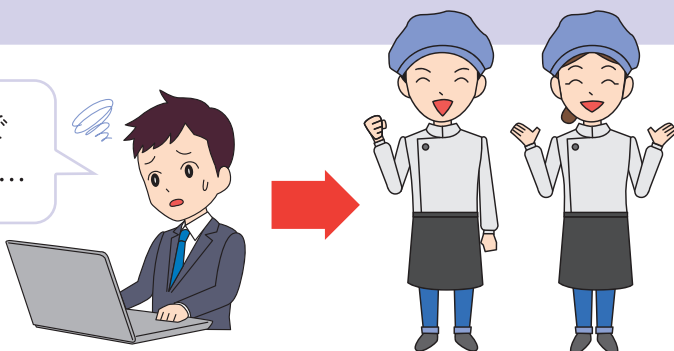
3

特定親族特別控除の創設

8

103万円の壁で
休むから困るよ...

アルバイト先
マネージャー



（（ 新たな控除創設で
103万円を超えてもOK! ））

4

同一生計配偶者及び扶養親族
の所得要件の見直し

10

5

配偶者特別控除 最高額適用
対象者の給与収入金額アップ

12

「年収の壁」改正のまとめ

14

COLUMN

コラム 「年収106万円の壁」などについて

16

※ 本冊子の内容は、令和7年4月1日現在の法令等によります。

(1) 見直しの内容

所得税の基礎控除について、合計所得金額の区分が従来の3段階から8段階となり、控除額は最大で95万円となりました。

なお、住民税の基礎控除について見直しはありません。

● 基礎控除の額(所得税)

給与等の収入金額	合計所得金額	基礎控除の額	
		令和6年分	令和7年分以後
2,003,999円以下	132万円以下	48万円	95万円
2,003,999円超 4,751,999円以下	132万円超 336万円以下		88万円(※)
4,751,999円超 6,655,556円以下	336万円超 489万円以下		68万円(※)
6,655,556円超 8,500,000円以下	489万円超 655万円以下		63万円(※)
8,500,000円超 25,450,000円以下	655万円超 2,350万円以下		58万円
25,450,000円超 25,950,000円以下	2,350万円超 2,400万円以下		48万円
25,950,000円超 26,450,000円以下	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
26,450,000円超 26,950,000円以下	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
26,950,000円超	2,500万円超	0円	

(※) 合計所得金額132万円超655万円以下の3つの区分は、令和7年分と令和8年分の2年間のみ適用されます。令和9年分からは、合計所得金額132万円超2,350万円以下の区分すべてが58万円となります。

(2) 適用時期と適用方法

この見直しは、**令和7年分以後の所得税について適用**されます。公的年金等については、令和7年12月1日以後のその年最後の公的年金等の支払時に、公的年金等の支払者によって調整、精算される形で適用されます。給与等については、令和7年12月1日以後に行われる年末調整又は確定申告で適用されます。

給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払われるべき給与等又は公的年金等から適用されます。

● 見直しの適用方法(給与等、公的年金等)

令和7年分の
所得税



令和7年12月1日以後に行われる年末調整又は確定申告で

令和8年分以後の
所得税



源泉徴収から